

別表第2(第6条関係)

行政職給料表級別基準職務表行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	・主事及び書記の職務
	・技師、保健師、教諭、保育士及び栄養士(以下「技師等」という。)の職務
	・主事補、書記補及び技師補の職務
2級	・高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する主事、書記及び技師等の職務
3級	・係長、保健師長、出張所長及び園長の職務
	・主任の職務
	・職務の複雑、困難及び責任の度が係長又は主任と同程度と認める書記の職務
	・職務の複雑、困難及び責任の度が主任と同程度と認める技師等の職務
4級	・課長補佐、会計室長、支所長補佐、事務局次長及び指導主事(以下「課長補佐等」という。)の職務
	・主査の職務
	・職務の複雑、困難及び責任の度が主査と同程度と認める書記の職務
5級	・課長、会計管理者、支所長、及び事務局長(以下「課長等」という。)の職務
	・高度の知識経験に基づき、困難な職務を処理する課長補佐等の職務
6級	・高度の知識経験に基づき、重要かつ困難な職務を統括する課長等の職務

別表第2(第6条関係)

行政職給料表級別基準職務表行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	(人)	(%)
1級	・主事及び書記の職務	26	12.0	16	7.4
	・技師、保健師、教諭、保育士及び栄養士(以下「技師等」という。)の職務			3	1.4
	・主事補、書記補及び技師補の職務			7	3.2
2級	・高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する主事、書記及び技師等の職務	17	7.9	17	7.9
3級	・係長、保健師長、出張所長及び園長の職務	91	42.1	2	0.9
	・主任の職務			85	39.4
	・職務の複雑、困難及び責任の度が係長又は主任と同程度と認める書記の職務			2	0.9
	・職務の複雑、困難及び責任の度が主任と同程度と認める技師等の職務			2	0.9
4級	・課長補佐、会計室長、支所長補佐、事務局次長及び指導主事(以下「課長補佐等」という。)の職務	67	31.0	19	8.8
	・主査の職務			47	21.7
	・職務の複雑、困難及び責任の度が主査と同程度と認める書記の職務			1	0.5
5級	・課長、会計管理者、支所長、及び事務局長(以下「課長等」という。)の職務	10	4.7	9	4.2
	・高度の知識経験に基づき、困難な職務を処理する課長補佐等の職務			1	0.5
6級	・高度の知識経験に基づき、重要かつ困難な職務を統括する課長等の職務	5	2.3	5	2.3
		216	100.0		